品川区立杜松特別養護老人ホーム
介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護　利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人奉優会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第１条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間）

１　この契約の期間は＿＿＿年＿＿月＿＿日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。ただし、有効期間満了日３０日前までに利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、または、利用者が要支援認定の更新で要支援認定された場合、契約は更新されます。

２　契約期間中の利用期間は、その都度事業者に申込みます。

３　利用者は、利用開始予定日から７日間以上の猶予をおいて、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、介護予防短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は原則居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。

４　利用者は、原則として利用開始日の午後中に入所し、利用終了日の午前中に退所するものとします。

５　利用者は、契約期満了日から次の要支援認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。

第３条（介護予防短期入所生活介護計画）

利用期間が４日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「介護予防短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第４条（介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容）

１　介護予防短期入所生活介護の提供場所は、品川区立杜松特別養護老人ホームです。所在地及び設備の概要は重要事項説明書のとおりです。

２　利用者が利用できるサービスの内容は、重要事項説明書のとおりです。事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

３　事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第２項に定める各種サービスを適切に提供します。

４　事業者は、「介護予防短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

５　事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護

するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやＹ字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を４本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

６　利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

第５条（サービス提供の記録）

１　事業者は、毎回のサービスの終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。

２　利用者の利用終了に際し、事業者は実施したサービス提供の内容等をその家族に説明します。

３　事業者は、介護予防短期入所生活介護の提供に関するサービス提供の記録を作成し、契約終了後２年間は保存します。

４　利用者は、事業者の営業時間内にその事業所で、第２項のサービス提供の記録を閲覧できます。

５　利用者は、当該利用者に関する第２項のサービス提供の記録を、複写物にし、交付を受けることができます。

第６条（料金）

１　利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を短期入所生活介護の利用毎に支払います。

２　事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細書を付して、翌月月末日までに利用者に通知します。

３　利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに原則、口座振替で支払います。

４　事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第７条（利用開始前のサービスの中止）

１　利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の６日前午後５時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。

２　利用者が利用開始予定日の６日前の午後５時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定めるところにより、１日分の食費・居住費を請求することができます。この場合事業者は、請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから直ちに現金で支払うものとします。

第８条（利用期間中のサービスの中止）

１　利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所の日までの日数を基準に計算します。

２　事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合は、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです

３　第１項、第２項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、介護予防短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第９条（利用料金の変更）

１　契約書別紙２で定める利用料金について、介護給付費体系及び区条例の改定があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更できるものとします。

２　事業者が料金の変更を行った場合、利用者に説明を行った後、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。

３　利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第 10 条（契約の終了）

１　利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対し、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

２　事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して 30 日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

３　次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①利用者が事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく３か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず７日間以内に支払わない場合

②利用者又はその家族が、事業者やサービス従業者又はその他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合

４　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合若しくは被保険者資格を喪失したとき

第 11 条（秘密保持）

１　事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

２　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議に対し、利用者の個人情報を用いません。

３　事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第 12 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第 13 条（緊急時の対応）

事業者は、現に介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速や

かに連絡します。また、医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 14 条（連携）

１　事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

２　事業者は、この契約の写しを介護支援専門員に送付することができます。

３　事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付することができます。なお､第 10 条第２項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第 15 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 16 条（本契約に定めのない事項）

１　利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

２　この契約に定めのない事項については、介護保険法令、品川区特別養護老人ホーム条例その他諸法令の定めるところに従い､双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 17 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、１通ずつ保有します。

契約締結日　　年　　月　　日

契約者氏名

事業者

事 業 者 名　社会福祉法人　奉優会　　事業所番号

名　　称　品川区立杜松特別養護老人ホーム

住　　所　東京都品川区豊町 4 丁目 24 番 15 号

事業所責任者　幸田　礼人

利用者

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

代理人

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　　続柄＿＿＿＿＿＿＿